

令和3年度 香美市社会体育施設・文化施設等予約システム導入事業
公募型プロポーザル仕様書

令和3年10月

香美市生涯学習振興課スポーツ班

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、香美市（以下「発注者」という）が発注する令和3年度香美市社会体育施設・文化施設等予約システム導入事業（以下「本事業」という。）に必要な事項を定めるものとし、受注者は、当該仕様書に基づき業務を行うものとする。

(目的)

第2条 香美市では、利用者が社会体育施設や文化施設を利用する際は、施設の空き状況を電話や窓口等で確認した後、直接窓口へ出向き申請書を提出して予約し、料金は納付書にて会計課または各金融機関窓口で支払っている状況である。また、施設予約は職員の作成したエクセルで管理されており、多施設に対して担当窓口でのみの対応となり、勤務時間内での予約受付となっている。

また、コロナ禍において、窓口での対面による受付事務や書類、納付書の授受等が絶えず続いていることから、感染拡大の一因となることが懸念されている。

本事業は、施設の予約業務をシステム化し、利用者がパソコンやスマートフォンインターネット等を介して予約状況の確認・利用の予約等を行うことにより、施設利用者の利便性の向上を図ることを目的とする。

また、システムを導入することで、対面業務を極力減少させることにより新型コロナウイルス感染症拡大防止及び将来の感染リスクの軽減を図ることも目的としている。

施設管理では、予約受付管理業務から金銭管理等を行うことにより事務負担の軽減と人件費削減にも取り組むものである。

システム導入においては、予約管理のみならず、今後の指定管理の有無をはじめ、各施設の増減にも対応できるような施設毎に追加・変更ができるような拡張性と汎用性の高いシステムが必要である。

(疑義)

第3条 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

(準拠する法令等)

第4条 本事業実施にあたっては、本仕様書に定めるほか、次の関係法令等に

準拠して実施するものとする。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）
- (2) 香美市個人情報保護条例
- (3) 香美市財務規則及び関係諸規則
- (4) 香美市社会体育施設条例及び施行規則等関係諸規則
- (5) 香美市公民館運営規則等及び関係書規則
- (6) 香美市立泰山公園体育施設の管理運営規則
- (7) 香美市立学校施設の開放に係る施設使用料条例及び関係諸規則
- (8) 香美市立佐岡コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例及び関係諸規則
- (9) 香美市基幹集落センターの設置及び管理に関する条例及び関係諸規則
- (10) 香美市立物部コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例及び関係諸規則
- (11) その他の関係法令、諸規定、通達等

（書類の提出）

第5条 受注者は、本事業着手にあたり、速やかに次の書面を提出し、発注者の承認を受けるものとする。

- (1) 着手届
- (2) 作業実施計画書
- (3) 作業工程表
- (4) 作業体制表
- (5) その他発注者の指示する書類

（貸与資料）

第6条 貸与資料がある場合は、資料の破損、滅失等の事故のないよう留意する。貸与資料の使用にあたっては、本事業での利用に限定し、他の目的のために使用してはならない。

また、本事業完了後は速やかに返却するものとする。

データ授受の手法について、情報漏洩等のリスクを回避するため、公開情報を除き、個人情報を含むもの及び機微な情報は、インターネットメールを使用してはならない。

（秘密保持）

第7条 受注者は、本事業履行上知り得た事項について、業務中及び業務完了後においても一切他人に漏洩してはならない。

(個人情報保護)

第8条 本事業の履行にあたって受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱うには、個人の権利利益を侵害することのないように務めなければならない。また、受注者は、本事業により知り得た情報について、業務中と業務完了後も第三者に漏らしてはならない。

(手続き及び損害賠償)

第9条 本事業に必要な諸手続きは、受注者の責任において行い、その写しを発注者に提出しなければならない。また、本事業の遂行にあたり、受注者が発注者ならびに第三者に損害を与えた場合は、ただちにその状況及び内容について発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。また賠償等に必要負担は受注者が負うものとする。

(事業期間及び契約)

第10条 本事業の事業期間及び契約については以下のとおりとする。

(1) システム構築期間 (クラウドを使用)

契約締結日から令和4年3月31日まで

なお、システムの稼働開始は令和4年4月1日(予定)とする。

(2) 業務期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(3) 契約

本事業は、公募型プロポーザルで選出された優先候補者と随意契約にて契約を締結する。なお、優先候補者が辞退した場合、次点候補者と提案内容の確認を行い、その結果に基づき契約を実施する。

(検査)

第11条 受注者は、業務終了後に発注者による検査を受けるものとする。その結果、成果品について本仕様書の要求等を満たさない場合には受注者の負担にて速やかに修正を行い、再検査を受けるものとする。

(完了)

第12条 本事業は、成果品納品書とともに成果品を提出し、検査合格により完了するものとする。

(契約不適合)

第13条 本事業完了後、受注者の過失又は疎漏に起因する不良個所が発見された場合には、発注者の必要と認める修正、補正及びその他必要な作業を受注者の負担で行うものとする。

(成果品の帰属等)

第14条 本事業の成果品の著作権及び所有権は、システムの整備及び構築において使用する市販ソフトウェアの著作権（受注者保有のパッケージソフトウェアの著作権を含む）を除き、全て発注者に帰属するものとし、発注者に許可なく第三者に公表、貸与、使用してはならない。

第2章 業務概要

(業務概要)

第15条 本事業の業務概要は、以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------------|----|
| (1) 計画準備・資料収集整理 | 一式 |
| (2) 香美市社会体育施設・文化施設等予約システム導入（構築含む） | 一式 |
| (3) 操作研修及び操作マニュアル作成 | 一式 |
| (4) 成果品取りまとめ | 一式 |
| (5) 打合せ協議 | 一式 |

第3章 香美市社会体育施設・文化施設等予約システム基本要件

(概要)

第16条 香美市社会体育施設・文化施設等予約システムは、利用者はインターネットに接続された各種端末において利用するものとする。管理側においてはインターネットに接続された各種端末で利用可能なものとする。

(システム要件)

第17条

- (1) 安定的な運用やセキュリティ対策等、高度な専門性に対応するアプリケーション・サービス・プロバイダ（「ASP」という）方式を採用すること。
- (2) 情報セキュリティが確保された安全な運用サービスの提供が実施できること。
- (3) 安全性、安定性、拡張性が確保されたシステム構成であること。
- (4) システムの運用及び保守作業のすべてについて、受注者の管理下にお

いて行うものとする。責任の所在が不明確とならないよう、管理体制を構築すること。24時間365日の安定運用に向けた運用体制、環境、セキュリティ管理等が整備されていること。障害発生時にサービス早期復旧に備えた仕組みを有していること。

(5) 要求機能一覧（別紙1）に定める機能を有していること。

(6) 香美市社会体育施設・文化施設等一覧（別紙2）の貸出施設が施設予約できるように設定すること。また、管理者が任意に施設追加登録できること。

（データセンターの保守と要件）

第18条 発注者のネットワーク環境下での稼働を保証するものとする。

情報セキュリティ要件は、「ISMS ISO/IEC27001」の認証を受けている、または本稼働時までには認証を受けることが確かである事。

①保守

- 1) メンテナンスを実施する場合は、事前に発注者の承認を得ること。その場合、システム利用者に対しては事前にトップ画面で内容を周知するなどの対策について発注者の承認を得る事。
- 2) バックアップ機能については、通常業務に支障のないように実施し、その後のシステム障害やトラブル発生にも備える事。
- 3) 万一、システム障害等が発生した場合は、発注者に連絡するとともに速やかに原因を解明し復旧作業を実施する事。
- 4) 保守対象は、本システム及びクラウド基盤等（ソフトウェアの更新含む）とする。

②セキュリティ

- 1) SSL/TLS 暗号化通信を行い、システム上の機密情報（ID・パスワード等）を含め暗号化した運用を行う事。
- 2) 管理者側における個人認証（ID・パスワード）をし職員毎の操作権限を設定するなどセキュリティ対策を実施する事。

③データ移行

- 1) 本システムから別のシステムに変更する場合等、データ移行は本市と協議の上、柔軟な対応とすること。

④安全性

- 1) 情報の漏洩、データの改ざん、破壊防止等に対するセキュリティ管理、ハッカーやクラッカー等に対するセキュリティ管理が実施されること。権限を持った者のみが入退室可能なこと。

⑤将来性

- 1) ブラウザのバージョンアップ等による利用環境には即時に受注者の負担において対応する事。

⑥拡張性

- 1) 法改正によるプログラム変更等に対応可能なシステム構成とし、改修は受注者負担とする。

⑦セキュリティ認証の取得

- 1) セキュリティ認証の取得状況について提示ができること。

(システム利用形態)

第19条 システム利用形態は以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) システムは、市民等一般利用者にとって簡便で分かりやすい操作体系と機能の配置により、マニュアルに頼らなくても利用可能なインターフェイスとすること。また、パソコンに加えてスマートフォンでの利用が可能なこと。
- (2) 市民等一般利用者が、特別なソフトのダウンロードが必要な仕組みや、仕様機種に制限を与えるようなことがないこと。
- (3) データの正当性を担保するため、管理者はIDとパスワードによるユーザー認証とユーザーの操作権限設定の仕組みを有すること。
- (4) 利用ログを取得、管理及び分析することにより、問題の検知や発生有無を判断できること。

(システムの動作環境)

第20条 以下の環境において、動作を保証すること。

(1) パソコン向け

OSは、Windows、及びMacOSで利用可能であること。

また、運用期間中に公開されるOSのバージョンアップにおいて、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。ブラウザは、Edgeの他、Mozilla Firefox、safari、Google Chromeで利用が可能であること。また、運用期間中に公開される各種ブラウザの最新バージョンにおいて、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。インターネットに接続されており、上記のOS、ブラウザを利用して利用している人は誰でも利用可能であること。ブラウザのみで利用者機能が実現可能であること。利用者のパソコン端末へ特別なソフトウェア等のインストールを行わずに利用が可能であること。

(2) スマートフォン向け

OSは、iOS、及びAndroidに対応し、利用可能であること。また、運用

期間中に公開される OS のバージョンアップにおいて、追加費用なしで利用できるよう、速やかに対応できること。ブラウザは Google Chrome、Safari 等対象 OS の標準ブラウザで利用可能であること。また、運用期間中に公開されるブラウザのバージョンアップにおいて、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。特定のアプリケーションをダウンロードすることなく、ブラウザのみで動作すること。機種によって機能制限がある場合は、あらかじめ動作検証を行ったうえで発注者の確認を取ること。タブレット型の一般的な機種についても、適切な画面サイズに合わせてレイアウトを調整し施設予約画面等を表示し施設の予約ができること。

第 4 章 システム構築

(計画準備)

第 2 1 条 受注者は、業務を円滑に遂行するため、作業ごとに作業手法、工程計画及び作業体制について計画を立案し、作業実施計画書として取りまとめ、発注者の承認を得るものとする。資料収集整理は、本業務にて必要となる資料について発注者より貸与を受け整理する事とする。借用時には、目的と利用方法について発注者からの了承を得、借用書の提出を必須とする。

第 5 章 非機能要件

(操作研修実施・マニュアル作成)

第 2 2 条 システム操作研修を実施すること。実施内容については「システム管理者向け研修」を原則とする。システム操作に必要なマニュアル類を整備し、冊子として提供するほかオンラインヘルプとして提供すること。マニュアルは、画面のハードコピー等を利用して、分かりやすい内容で作成する。

(運用支援要件)

- (1) 受注者は、本仕様書の要件を満たす品質・性能等を継続して提供するために、システムの更新及びバージョンアップ等を行い、正常な稼働を保証すること。
- (2) 提供するシステムは 24 時間 365 日稼働することができること。ただし、ハードウェアメンテナンス、プログラムバージョンアップ等メ

メンテナンスによりシステムを停止する必要がある場合は事前に当市へ連絡をすること。

- (3) 業務主管課等からシステムに関する問い合わせを受け付けるためのサポートデスク等を用意すること。
- (4) サポートデスクは受注者の社員が実施すること。
- (5) 障害発生時においては、障害検知時から速やかに対応すること。また、復旧対応作業については、全体の進捗管理を行い随時報告をすること。

第23条 業務主管課からシステムに関する問い合わせを受け付けるサポートデスク（電話・メール等）を用意すること。電話対応について、原則平日8時30分～18時00分（土日祝、年末年始を除く）は対応すること。

上記以外で、急を要する要件については、主管課とサポートデスクが緊急連絡対応をとることができること。

（成果品取りまとめ）

第24条 本事業の成果品は次の各一式のとおりとする。

- (1) 香美市社会体育施設・文化施設等予約システム
(運用環境：ソフトウェア利用権)
- (2) システム操作マニュアル
- (3) 本事業で整備・搭載するデータ
- (4) 各種研修資料
- (5) 協議記録簿
- (6) 作業報告書
- (7) その他本業務で発生した成果品

*各種ドキュメント等の文書類は、Word、Excel、PDF形式等の電子データでの納品も行うこと。